

# 八王子市新生児聴覚検査実施要綱

平成31年4月1日施行

令和元年5月1日改正

(目的)

## 第1条

聴覚障害は、早期に発見され適切な支援が行われた場合には、聴覚障害による音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、その早期発見・早期療育を図るために全ての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施する。

(検査対象者)

## 第2条

市内に住所を有する産婦（保護者）の子であって、生後50日に達する日（生まれた日を0日として起算し50日）までとする。

(実施医療機関)

## 第3条

1 新生児聴覚検査は、次の医療機関において実施する。

- (1) 公益社団法人東京都医師会（以下「東京都医師会」という。）に加入する医療機関（以下「医師会加入医療機関」という。）
- (2) 東京都医師会に加入しておらず、原則として標ぼうする診療科目に産婦人科または耳鼻咽喉科を掲げる医療機関（以下「医師会非加入医療機関」という。）

2 医療機関から新生児聴覚検査への協力又は協力辞退の申出は、次の手続によるものとする。

(1) 医師会加入医療機関

健康診査協力承諾書（第1号様式の1）又は健康診査協力辞退届（第1号様式の2）を、所属する八王子市医師会を經由して市長に提出するものとする。

なお、市長は、事前に八王子市医師会等の協力を得るものとする。

(2) 医師会非加入医療機関

健康診査協力届（第1号様式の3）又は健康診査契約解除届（第1号様式の4）を、市長に提出するものとする。

(実施方法及び内容)

## 第4条

1 実施方法

- (1) 市長は、東京都医師会及び医師会非加入医療機関と委託契約を締結し、新生児聴覚検査を実施する。
- (2) 実施医療機関は、対象児の保護者から提出される「新生児聴覚検査受診票（第2号様式）」

(甲乙丙の3枚複写。甲は白色。表紙に「新生児聴覚検査のご案内」を記載する。) (以下「受診票」という。) により検査を実施する。

- (3) 里帰り等により都外の医療機関で出産する場合にあつては、当該医療機関において受けた新生児聴覚検査に係る費用について3,000円を上限に助成するものとする。なお、3,000円に満たない場合は、実費相当額を上限とする。

## 2 実施医療機関における受診票の取扱い

実施医療機関は、新生児聴覚検査を実施した場合には、受診票(甲乙丙の3枚複写)の所定欄に、検査の結果、市への連絡事項を記入するものとする。

甲票は実施医療機関の控えとして保存する。乙票は対象児の保護者に交付して、検査結果欄を母子健康手帳に貼り付けるよう指導する。丙票は健康診査委託料の請求原票・結果通知表(以下「請求原票」という。)として使用する。

なお、実施医療機関は、受診票の所定欄に医療機関コードを記載するものとする。

## 3 検査の内容

- (1) 生後50日に達する日までに実施する新生児聴覚検査の初回検査であつて、自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)または耳音響放射検査(OAE)により実施する。
- (2) 初回検査は原則として出生後おおむね3日以内に出生した分娩取扱機関で実施することとし、これにより難しい場合は、退院後、生後50日に達する日までに他の医療機関等で実施する。

## 4 費用助成

- (1) 助成対象者は、検査対象者の産婦または保護者とする。ただし、これに寄り難い場合は、その他市長が認めたものとする。
- (2) 第4条第1項(3)の規定により、都外の医療機関において新生児聴覚検査を受け、助成金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、出産日から1年以内に八王子市新生児聴覚検査費用助成金交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。ただし、公簿等により確認できるときは、住民票の添付を省略させることができる。
- ア 住民票
  - イ 未使用の受診票
  - ウ 母子健康手帳
  - エ 検査の際に、医療機関が発行した領収書(ただし、日本国内の医療機関に限る。)
  - オ 金融機関の預金通帳など振込口座の確認できるもの
- (3) 市長は申請があつたときは、書類等を審査のうえ、助成金交付の適否を決定し、八王子市新生児聴覚検査費用助成金交付決定通知書(第5号様式)により、申請者に通知するものとする。
- (4) 助成金の交付決定を受けたもの(以下「助成決定者」という。)は、八王子市新生児聴覚検

査費用助成金請求書兼支払口座振替依頼書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

- (5) 市長は請求書の提出を受けたときは、助成決定者が指定する金融機関の口座に振り込むものとする。なお、助成決定者は助成金の受領を委任することができる。
- (6) 市長は、助成決定者が虚偽の申請その他不正な行為により助成金の交付を受けた場合は、助成金の決定を取り消し、既に助成金が交付されているときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

（受診票の交付及び再交付）

#### 第5条

- 1 市長は、妊娠届出を受理したときに、受診票を交付する。受診票には、別表1で定める事業・住所コードを記入して交付するものとする。

- (1) 受診票の交付

- ア 妊産婦が他の道府県から転入した場合は新生児聴覚検査受診票交付・再交付申請書(第3号様式)を提出させ、交付する。なお、多胎児の場合は、その数に応じ交付する。

- (2) 受診票の再交付

- 受診票の再交付は、原則行わないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合には、新生児聴覚検査受診票交付・再交付申請書を提出させ、再交付することができる。

（転出に伴う受診票の返却）

#### 第6条

- 1 妊産婦が他の道府県に転出する場合は、受診票を返却するものとする。
- 2 都内区市町村への転出の場合は、継続して使用を認めるため、返却する必要はないものとする。

（受診票の有効期間）

#### 第7条

有効期間は、対象児が生後50日に達する日までとする。

（実施医療機関からの健康診査委託料等の請求）

#### 第8条

- 1 医師会加入医療機関

- (1) 医師会加入医療機関は、当月分の請求原票に妊婦・乳児健康診査総括票（以下「総括票」という。）を添えて、八王子市医師会に提出する。

- (2) 請求原票及び総括表の提出を受けた八王子市医師会は、内容を審査の上、妊婦・乳児健康診査請求原票送付書（以下「送付書」という。）を添えて、翌月10日までに、東京都国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に提出する。

なお、医師会加入医療機関は総括票に、八王子市医師会は送付書に、別表2に定める医師会コードを記入するものとする。

- 2 医師会非加入医療機関

医師会非加入医療機関は、当月分の請求原票に総括票を添えて、翌月10日までに連合会に提出する。

(市における新生児聴覚検査委託料の審査及び支払)

#### 第9条

- 1 市長は、新生児聴覚検査委託料の審査・支払に関する事務及び八王子市医師会事務費の審査・集計帳票作成に関する事務を、連合会に委託して行う。
- 2 市長は、実施医療機関から請求を受けたときは、連合会を通じて、実施医療機関に委託料を支払うものとする。  
また、連合会から送付された集計帳簿を基に、八王子市医師会に事務費を支払うものとする。
- 3 市長は、委託料の支払に際し、連合会を通じて、当該医療機関に通知する。  
また、事務費の支払に際し、八王子市医師会に通知する。
- 4 連合会は、新生児聴覚検査受診票の住所コードを確認の上、市長に対し、新生児聴覚検査委託料の請求をすることとし、請求原票を送付する。
- 5 市長は、連合会より請求原票を受領した場合、新生児聴覚検査委託料を支払うものとする。

(事後措置)

#### 第10条

検査の実施結果を記録するとともに、指導を要する妊婦については、適切な措置を講ずるものとする。

(広報活動)

#### 第11条

市長は、各種広報手段を活用するとともに、医師会及び実施医療機関などの関係団体を通じて、市民に対して制度の趣旨の周知を図るものとする。

(通則)

#### 第12条

この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付については、「補助金等の交付の手続等に関する規則」(昭和35年八王子市規則第19号)の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行日前に交付された受診票は、要綱の施行の日以後においては、要綱の規定により交付された受診票とみなす。
- 3 都内の医療機関において新生児聴覚検査を受けた検査対象者に係る助成対象者で、受診票の交付

を受けずに当該検査に係る費用を自己負担したものが、令和2年3月31日までに第4号様式により助成金の交付申請を行ったときは、第4条第4項の規定にかかわらず、同項の規定による申請があったものとみなす。

(見直しの時期)

4 この要綱の第4条第3項及び第4項の規定について、東京都地域保健事業連絡協議会（五者協）の協議結果の改訂時を見直しの時期とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。